

別表第1(第6条関係)

ホール等使用料

(単位:円)

区 分			使 用 料							
			基本使用料	割 増 使 用 料						
				町外割増使用料	入 場 料 徴 収 の 場 合				入場料非徴収の場合	冷暖房使用料
1,000円未満	1,000円以上 2,000円未満	2,000円以上 3,000円未満	3,000円以上		営利その他これに類する場合					
施設	使用日	時間								
ホ ー ル	平 日	9:00~12:00	13,000	6,500	5,200	7,800	10,400	13,000	10,400	3,900
		13:00~16:30	23,000	11,500	9,200	13,800	18,400	23,000	18,400	6,900
		17:30~21:30	30,000	15,000	12,000	18,000	24,000	30,000	24,000	9,000
		9:00~21:30	61,000	30,500	24,400	36,600	48,800	61,000	48,800	18,300
	土 日 休 日	9:00~12:00	16,000	8,000	6,400	9,600	12,800	16,000	12,800	4,800
		13:00~16:30	28,000	14,000	11,200	16,800	22,400	28,000	22,400	8,400
		17:30~21:30	34,000	17,000	13,600	20,400	27,200	34,000	27,200	10,200
		9:00~21:30	74,000	37,000	29,600	44,400	59,200	74,000	59,200	22,200
リ ハ ー サ ル 室	9:00~12:00	1,800	900					1,440		
	13:00~16:30	2,000	1,000					1,600		
	17:30~21:30	2,600	1,300					2,080		
	9:00~21:30	6,000	3,000					4,800		

注

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 「町外」とは、町内に居住する者、又は町内に勤務する者以外の者をいう。
- ホールの使用料は、楽屋の使用分を含む。
- 使用料の額は、基本使用料に割増使用料を加算した額とする。  
ただし、超過時間の端数が30分未満のときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはこれを1時間として算定するものとする。
- 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。

$$\left( \frac{\text{使用料}}{\text{各貸出時間分}} \times 1.3 \right) \times \text{超過時間}$$